

行政事例No.(2)-99

事例項目	送付内容の一部誤りについて	
事例発生日等	令和5年9月	
担当課	こども部 こども政策課	
事例概要	発生までの経過	<p>①令和5年9月1日、18歳までの児童を養育する父母のうち「子育て世帯生活支援特別給付金」を受け取っていない方に対し、お知らせを通知した。</p> <p>②令和5年9月4日、通知を受けた市民より問い合わせがあり、記載内容に誤りがあることが判明。</p> <p>③お知らせに記載の「1. 支給対象者」において、正しくは「①と②の両方に当てはまる方」とするところ、誤って「①または②に当てはまる方」と記載していた。</p> <p>④訂正したお知らせを対象者に通知。</p> <p>⑤市ホームページにて、正しく表記したものを表示し、謝罪を行った。同様にSNSにも配信した。</p>
	当時の対応	<p>①令和5年9月5日、市ホームページにて掲載に誤りがあったことを謝罪。併せてSNSも配信した。</p> <p>②9月6日、各報道機関に、報道提供資料にて周知に努めた。</p>
発生原因	お知らせの校正の際、掲載内容の確認が不足していたため	
再発防止対策	通知文書に誤りがないか、送付の際に再度確認を行うことで再発防止に努める。	
その他		
添付資料	魅力発信課 報道提供資料 送付内容の一部誤りについて	